

「尼崎市たばこ対策推進条例周知PR業務」実施事業者募集要項

1 件名

尼崎市たばこ対策推進条例周知 PR 業務

2 目的

「尼崎市のたばこ対策(※)」を推し進めるため、禁止区域・過料徴収に関する周知 PR により、禁止区域内での条例違反行為を抑止し、望まない受動喫煙の防止(受動喫煙による健康影響等)と喫煙ルールの遵守・喫煙マナーの向上を図ることを目的とする。

※「市報あまがさき」令和6(2024)年11月号の1~5ページの記載内容を参照すること。

(参考 URL) https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/1001823/1002089/003sihou_back/1037937/1039982.html

3 業務の概要

(1) 業務内容

別紙「尼崎市たばこ対策推進条例周知 PR 業務仕様書(以下、「仕様書」という。)」のとおりとする。

(2) 契約期間等について

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

※別紙仕様書に記載の本業務に係る成果物については、契約期間内に施工(納品)を完了し、本市の確認を受けること。

(3) 提案上限額

5,500,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※金額は契約額や予定価格を示すものではなく、提案上限額である。あくまでも上限額であるため、必ずしもこの額で提案を行う必要はない。

4 選定の方法

(1) 公募型プロポーザル方式により、プレゼンテーション審査を実施し選定する。

(2) 審査結果については、令和7年2月14日(金)に文書にて通知する。

(3) 審査により、総合評価合計点で最も高い得点を得た優先交渉権者と次点の2者を選定する。

※審査の結果、基準を満たす者が1者しか残らない場合は次点の者を選出しない。

(4) 優先交渉権者が参加資格を喪失した場合は、次点の者と契約調整を行うことができることとする。

(5) プレゼンテーション審査の対象となる事業者には日時等を別途通知する。

5 参加資格条件

本プロポーザルの選考に参加することができる事業者は、次に掲げる(1)から(8)の条件を全て満たす事業者とし、これらを満たさない事業者から応募があった場合は、参加申請書を受け付けない。

なお、受付後に当該事実が判明した場合においては、企画提案内容の中身にかかわらず選外とし、

それが契約後に判明した場合においては、その段階で契約を取り消し、それまでの業務に要した一切の費用は負担しない。

- (1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登録されている事業者であること。
- (2) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市の指示に柔軟に対応できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 尼崎市から入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団をいう)または暴力団員(同条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう)若しくは暴力団密接関係者(同条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者をいう)に該当しないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続中または会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続中の事業者でないこと。
- (7) 国税(事業所等を有する区域の市区町村税を含む。)の滞納がないこと。
- (8) 本業務を一括再委託しない者であること(ただし、業務の一部を委託する場合についてあらかじめ本市の承諾を得たときはこの限りではない)。

6 失格の事項

本プロポーザルの参加事業者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者
- (2) 見積書の金額が、提案上限額を超過した者
- (3) 企画提案書等(下記「9」の内容)の提出期限後に見積もりの金額に訂正を行った者
- (4) プレゼンテーション審査に出席しなかった者
- (5) 申請に際し事実とは異なる虚偽の申告等を行った者
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者
- (7) プレゼンテーション審査において、審査を行う選定会議の各委員の採点の平均点が最低基準点を下回った者(※)

※本募集要項「10評価内容」に記載の評価項目「理解度」+「企画力」+「デザイン力」+「独創力」の小計70点の60%を最低基準点①、かつ、評価合計点100点の60%を最低基準点②とし、いずれか一つでも最低基準点を下回った者

7 参加申請書等の提出等について

選考への参加を希望する者は、次のとおり書類の提出等を行うこと。

- (1) 提出方法及び期限
持参又は郵送(郵送の場合は、配達記録の残るレターパックや書留郵便などに限る。)
令和7年2月5日(水)午後5時まで(必着)
- (2) 提出場所
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号(中館8階)

尼崎市役所 危機管理安全局 危機管理安全部 マナー向上推進担当
電話番号 06-6489-6581

(3) 提出書類

- ア 参加申請書(様式1) 1部
- イ 誓約書(暴力団排除に関する誓約書) 1部

(4) 参加申請結果通知

提出書類について、不備がないものは本市から連絡の上、応募を受け付ける。不備がある場合はその旨を連絡し、不備の内容について確認する。

(5) 注意事項

ア 提出期限までに参加申請書の提出がない場合は、企画提案書等の提出の意思がないものとみなす。

イ 選定にあたっては、地域経済活性化の観点から、本市が定める基準を満たした参加事業者のうち、市内事業者(尼崎市内に本社や本店等がある場合)または準市内事業者(尼崎市内に支店や営業所等がある場合)であれば、本市が定める割合で一定の加点を行う。

(参考)【市内事業者または準市内事業者である場合の加点について】

以下の手順で選定時に加点を行うものとする。

(ア) 評価基準表に基づき提案内容の審査を行い、参加事業者の評価の平均点を算出する。

それに際し、最低基準点(本募集要項「6失格の事項(7)」参照)を設定。

(イ) 評価の平均点が最低基準点を超えた事業者については、次のとおり加点を行う。

- ① 市内事業者であれば、評価合計点の10%の加算を行う。
- ② 準市内事業者であれば、評価合計点の5%の加算を行う。

(ウ) 上記(ア)+(イ)の点数を総合評価合計点とし、選定を行う。

※最低基準点を満たさない事業者については、加点を行わず、(ア)の点が総合評価合計点となる。

ウ 参加申請書提出後の辞退は「参加辞退届」(様式2)を提出すること。

8 質問書の提出について

(1) 提出方法及び期限

様式3を下記のメールアドレスに電子メールで提出

(電話や訪問等での質問は受け付けない)

令和7年2月5日(水)午後5時まで(必着)

メールアドレス ama-manasui@city.amagasaki.hyogo.jp

(2) 提出書類

様式3 質問書(電子ファイル)

※質問は順次、市ホームページに掲載する。

(3) 回答方法

質問に対する回答をまとめたものを、令和7年2月6日(木)中に、全ての参加事業者に電子メールで回答する。

※回答は質問とともに、市ホームページに掲載する。

(4) 注意事項

- ア 質問書は、様式3で作成し、必要事項を記載すること。
- イ 電子メールの送信後、質問者から本市担当者へ電話にて着信確認を行うこと。
- ウ 質問の趣旨について、本市担当者から質問者へ問い合わせを行うことがある。
- エ 電子メールで提出の際には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、不正プログラムが混入することがないように、適切に対処すること。

9 企画提案書等の提出について

(1) 提出方法及び期限

持参又は郵送(郵送の場合は、配達記録の残るレターパックや書留郵便などに限る。)

令和7年2月7日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出場所

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号(中館8階)

尼崎市役所 危機管理安全局 危機管理安全部 マナー向上推進担当

電話番号 06-6489-6581

(3) 提出書類(任意の様式)

ア 企画提案書

イ 業務執行体制図

ウ これまでの同種業務及び類似業務の実績及びそれらが分かる写真等(過去3年以内)

エ 見積書及び内訳書

※見積書には税込み価格と税抜き価格を併記すること。

以上の提出書類は、紙に印刷された正本1部、副本(コピー可)10部を提出すること。

(4) 注意事項

ア 企画提案書については、任意の様式とするが、A4サイズ20ページ以内で作成するとともに、別紙の仕様書に沿った構成とすること。(※)

※本募集要項「10評価内容」に記載の評価項目・ポイントに定める事項の内容については、企画提案書に必ず明記すること。また、企画提案書のうち最低1ページを使用して、各提案者における本広告物に記載するレイアウト(案)を作成すること。

イ 見積書には、見積金額(税込み価格と税抜き価格を併記)、所在地、社名及び代表者(代理人(受任者)で競争入札参加資格を申請している場合は、代理人(受任者))を記載し、登録印(本市との契約時に使用する印鑑として登録している印)を押印すること。)

ウ 提出された企画提案書等については、提出期限以降における書類の差替え又は撤回を認めない。ただし、本市から追加で指示があった場合は、この限りではない。

エ 仕様書等に定めのない事項や疑義がある場合は、必ず本市に質問書にて確認を行ってから提案書を作成すること。

10 評価内容

以下の評価項目にて、「尼崎市たばこ対策推進条例周知PR業務実施事業者選定会議設置要綱」で定める選定会議が審査を行う。

●評価基準(表)

大項目	評価項目	ポイント	評価配分
企画提案の内容	理解度	本業務の業務目的や業務内容を十分に理解しており、それらを踏まえた企画提案になっているか	(10点/100点)
	企画力 仕様書の業務内容(1) 「シートポスター」のみで審査	本業務の目的に則しており、効果的な発信が期待できるか	(20点/100点)
		本業務の実施が本市のたばこ対策のイメージアップにつながるようなアイデアとなっているか	
	デザイン力 仕様書の業務内容(1) 「シートポスター」のみで審査	提案するデザインが、受動喫煙の防止を求める趣旨を理解でき、かつ禁止色が前面に出過ぎないように工夫がされているか	(30点/100点)
		提案するデザインがユニバーサルデザインに配慮したイラストやフォント、色使い等になっているか	
		提案するデザインが景観に配慮した落ち着いたデザインになっているか	
	独創力	企画内容が提案者のノウハウを活かした独自提案が含まれているか	(10点/100点)
	計画力	業務全体を通じて計画的かつ効率的に企画内容を遂行できる工程になっているか	(10点/100点)
提案金額	積算金額が妥当であり、(1)から(5)の業務に係る経費の詳細な内訳が明確かつ適切に記載しているか		
業務体制能力	業務実績	過去3年間以内に本業務と同種の交通広告の業務実績があるか	(10点/100点)
	実施体制	本業務の実施にあたり、専門的な知識・ノウハウを有しており、実施体制が整えられているか	
プレゼンテーション	説明力	企画提案書に基づき、明確で具体的な説明を行うとともに、質問には論理的かつ丁寧な応答を行えているか	(10点/100点)
	意欲	本業務に対する意欲や熱意があるか	
評価合計点			100点満点
加算点	市内・準市内事業者の加算点	市内事業者等については、地域経済を活性化する観点から、市内事業者及び準市内事業者の評価合計点に別途定める加算点を加える	
総合評価合計点			

・色付きの項目については、評価において、本市が特に重点を置く項目(70点/100点)である。

(1) プレゼンテーション審査

ア プレゼンテーション審査方法

参加事業者は、企画提案書等に基づく自らの提案の説明を行う。持ち時間は、上記説明に15分、その後の質疑応答に15分、計30分を予定している。なお、準備時間は持ち時間に含めないものとし、質疑応答の時間については、15分を超過する場合があるものとする。

イ 参加人数

各者5人以内とする。

ウ プレゼンテーション審査時の注意事項

(ア) プレゼンテーションは、企画提案書に沿って行うこと。追加資料の配布は原則認めない。

(イ) プレゼンテーション審査に参加する者は企画提案書内に記載の業務執行体制に記載のある者とする。

(ウ) 説明は、本業務全体を統括する統括責任者が行うこと。説明者が本業務の中心となる担当者かどうか、確認を取ることもあるので留意すること。

※ただし、体調不良等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(エ) 質疑応答については、参加者のうち、適切に回答できる者が行うこと。

(オ) プレゼンテーションに必要な機材は参加事業者が用意すること。

(カ) 操作端末及び説明に必要な機器があれば全て参加事業者が用意すること。ただし、スクリーンを除く(本市にて準備)。

(キ) プレゼンテーション審査での提案内容及び質疑応答の内容は、企画提案書に記載された内容と同等とみなすので留意すること。

(2) 結果の通知

決定次第、文書により通知する。

11 事業者選定スケジュール

事業者選定のスケジュールは、次表のとおり。

日程	項目
令和 7 年 1 月 22 日 (水)	提案募集、仕様書等の配布 (ホームページ掲載)
令和 7 年 2 月 5 日 (水)	参加申請書及び質問書の提出期限
令和 7 年 2 月 6 日 (木)	質問書の回答
令和 7 年 2 月 7 日 (金)	企画提案書等提出期限
令和 7 年 2 月 12 日 (水)	プレゼンテーション審査(予定であり、日程変更の可能性あり)
令和 7 年 2 月 14 日 (金)	選定結果通知(予定であり、日程変更の可能性あり)

12 契約の特定条件

(1) 契約書

契約締結にあたっては、本市の定める標準契約書の様式(約款を含む)を使用するものとする。

(2) 契約金額

契約締結にあたっては、見積書に記載された合計金額(当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額))をもって契約金額とする。

(3) 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払。

(4) 契約保証金

尼崎市契約規則第31条に定める所定の契約保証金を納めなければならない。ただし、同規則第32条に該当する場合は、これを免除する。

13 その他留意事項

(1) 今回の企画提案参加に要する費用は参加事業者の負担とする。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、本市としての指名停止措置がなされる場合がある。

(3) 上記「7」及び「9」に記載する提出書類については返却しない。

(4) 本企画提案の実施期間中(提案募集から選定結果の通知まで)は、本業務に関する質疑等がある場合は必ず危機管理安全局危機管理安全部マナー向上推進担当へ行うこととし、審査状況の確認等本業務企画提案に関して、審査を行う委員及びその担当部署へ接触することを禁

止する。なお、これに反した場合は、失格とする。

- (5) 参加事業者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者を選定する。
- (6) 企画提案書に記載された内容は、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (7) 企画提案書作成時において入手した本市から提供を受けた資料は適正に管理するとともに、情報漏えい及び不正使用しないこと。
- (8) 参加辞退届を本市に提出した場合、この事業に関して本市から提供を受けた資料については、直ちに、紙媒体については裁断のうえ廃棄し、電子データについては消去すること。
- (9) プレゼンテーション審査時に参加事業者で質疑を受け、回答した事項については、原則として契約時の仕様書に反映する。
- (10) 企画提案時における本広告物のレイアウト・デザインについては、プレゼンテーション審査時において内容決定されるものではなく、契約後に、レイアウト・デザインの最終決定を行うものとする。
- (11) 本業務の成果物の著作権等その他一切の権利は、全て本市に帰属するものとする。
- (12) 選定結果についての異議申し立ては一切認めない。
- (13) 参加事業者は、応募をもって、本募集要項に記載の全てのことに承諾したものとする。

以 上